

授賞規定

日本生物工学会定款第5条に基づき、授賞に関して次のように定める。

第1条 日本生物工学会九州支部に学生賞（修士以下および博士の部）を設ける。

第2条 本支部会は生物工学の進歩に寄与した論文に対し学生賞を授与することができる。

対象となる論文は生物工学会九州支部大会において口頭発表されたものとする。

受賞候補者は本会学生会員とする。

学生賞受賞者には賞状、副賞を授与する。

第3条 学生賞審査委員は、実行委員長による委任を受けるものとする。

第4条 学生賞審査委員会は選考結果を、選考過程および選考理由を添えて、支部長に報告しなければならない。

第5条 支部長は前条の報告を得て学生賞受賞者を決定する。

この規定は平成12年12月9日より施行する。

改正 令和5年12月3日